

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

	改 正 案	現 行
1 2 3 4 (略)	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並びに第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>四十 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）第四十四条第三項</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並びに第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>（新設）</p>
2 3 4 (略)		